

「新しい生活様式」での石綿健康被害判定業務のICT化推進事業



【令和3年度要求額 738百万円（新規）】



平時及び緊急時のいずれも対応可能な、石綿健康被害判定に係る審議会の運営方式を構築します。

1. 事業目的

石綿健康被害判定業務のICT化（判定に関する遠隔会議システム等の導入）を推進することにより、当該業務に必要な審議会の運営等に要する業務負担や経費を抑えつつ、一回の審議で処理できる案件数を増加させる。また、Web方式での会議にも対応することで、平時・緊急時に関わらず審議を継続し、より迅速かつ着実な救済を図る。

2. 事業内容

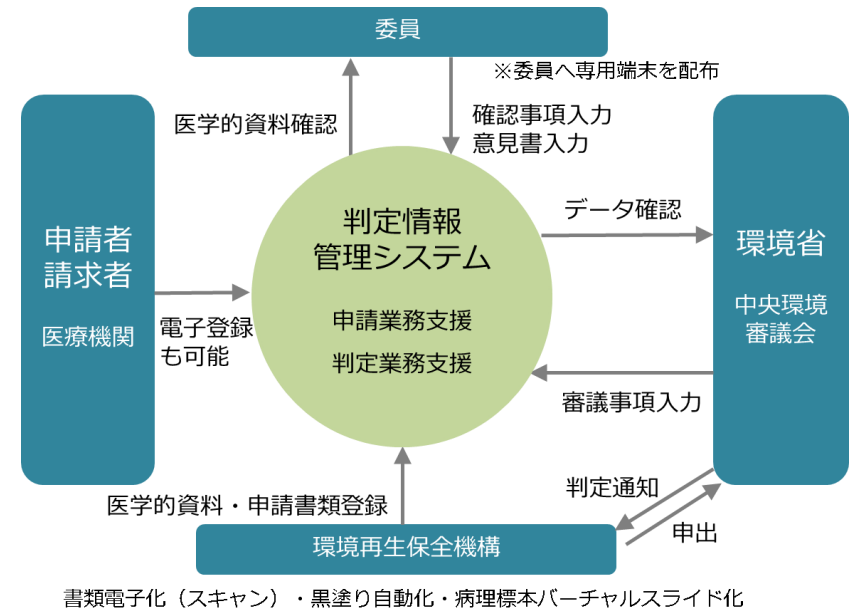
石綿健康被害の判定に当たっては、現状、審議会において標本の確認を顕微鏡を用いて行う必要があり、現行のシステムでは電子化やweb方式での会議に対応できない。そこで、標本画像を読み込み電子化する最新のバーチャルスライド装置を導入する。

また、現行のシステムでは容量が大きくwebによる共有が難しい放射線画像や標本画像の電子データについて、大容量クラウドサービスを活用したシステムを構築することにより、web上での審議会関係者への共有を可能とする。あわせて、審議会委員の意見書作成及び判定結果の記入や、環境再生保全機構（石綿健康被害救済の申請窓口）による申請書類等の電子化・共有も当該システム上で行うこととする。これにより、情報の共有・閲覧を一元化し医学的判定業務の円滑な運用を進めるとともに、資料の輸送等に伴う情報リスクの低減を図る。なお、本システムは将来のAI読影技術導入にも対応することを見据えた設計及び運用を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 大臣官房環境保健部 環境保健企画管理課 石綿健康被害対策室 電話：03-5521-6552